

「電気さく」の設置に関するQ&A

Q. 「電気さく」は自由に設置できますか？

A. 電気さくは、田畠や牧場などで、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。設置に際しては、前ページの「電気さくを設置する際の主な注意点」を守る必要があります。

Q. 「電気さく」の設置の際に守らなければならない基準は何ですか？

A. 電気さくは、電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならない主な基準は以下の通りです。

- ①危険である旨の表示をすること。
- ②出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
- ③漏電遮断器を設置すること。
- ④専用の開閉器(スイッチ)を設置すること。

Q. 「電気さく」の設置方法に関する問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくの設置方法については、以下のとおり、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部	…………… (011-709-1795)
関東東北産業保安監督部東北支部	…………… (022-221-4947)
関東東北産業保安監督部	…………… (048-600-0386)
中部近畿産業保安監督部	…………… (052-951-2817)
北陸産業保安監督署	…………… (076-432-5580)
中部近畿産業保安監督部近畿支部	…………… (06-6966-6056)
中国四国産業保安監督部	…………… (082-224-5742)
中国四国産業保安監督部四国支部	…………… (087-811-8585)
九州産業保安監督部	…………… (092-482-5519)
那覇産業保安監督事務所	…………… (098-866-6474)
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課	……… (03-3501-1742)

.....このパンフレットに関するお問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL : 03-3501-1742 FAX : 03-3580-8486

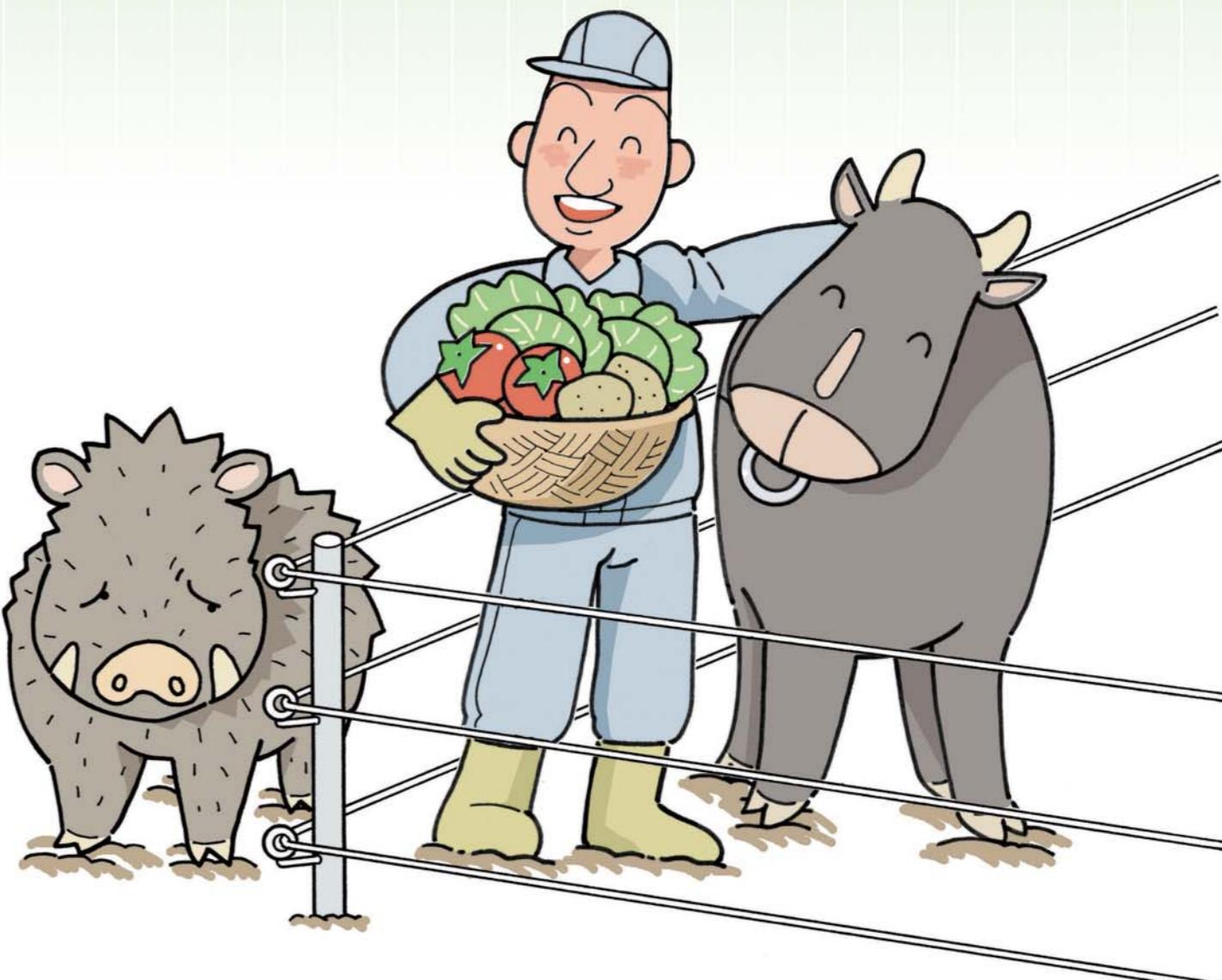
R100
この印刷物は古紙配合率100%
再生紙を使用しています。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

鳥獣害対策用の 電気さくについて

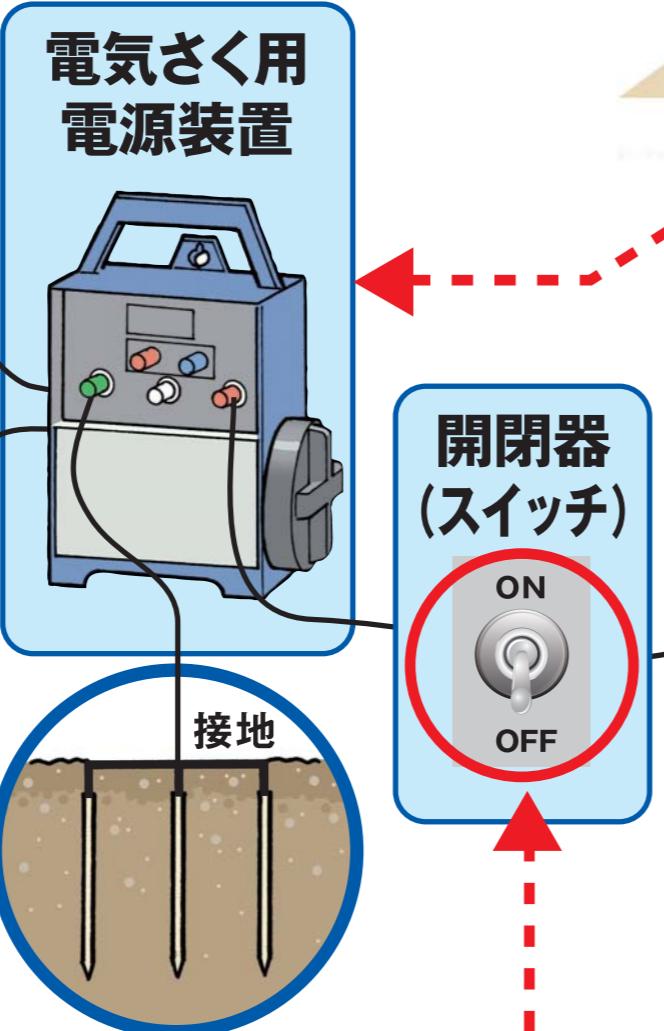
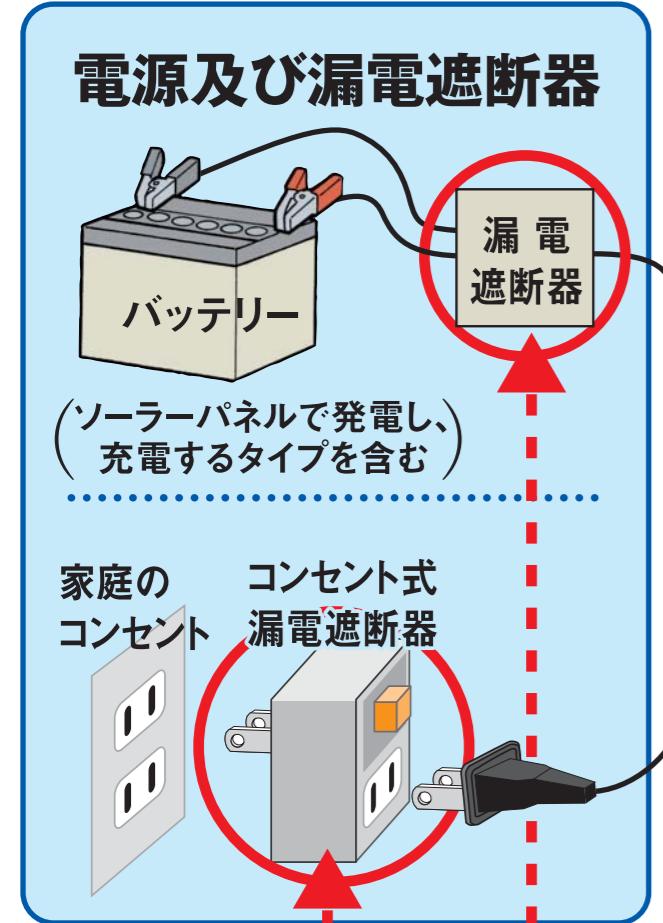
平成27年7月



「電気さく」とは?

- 田畠や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。

- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

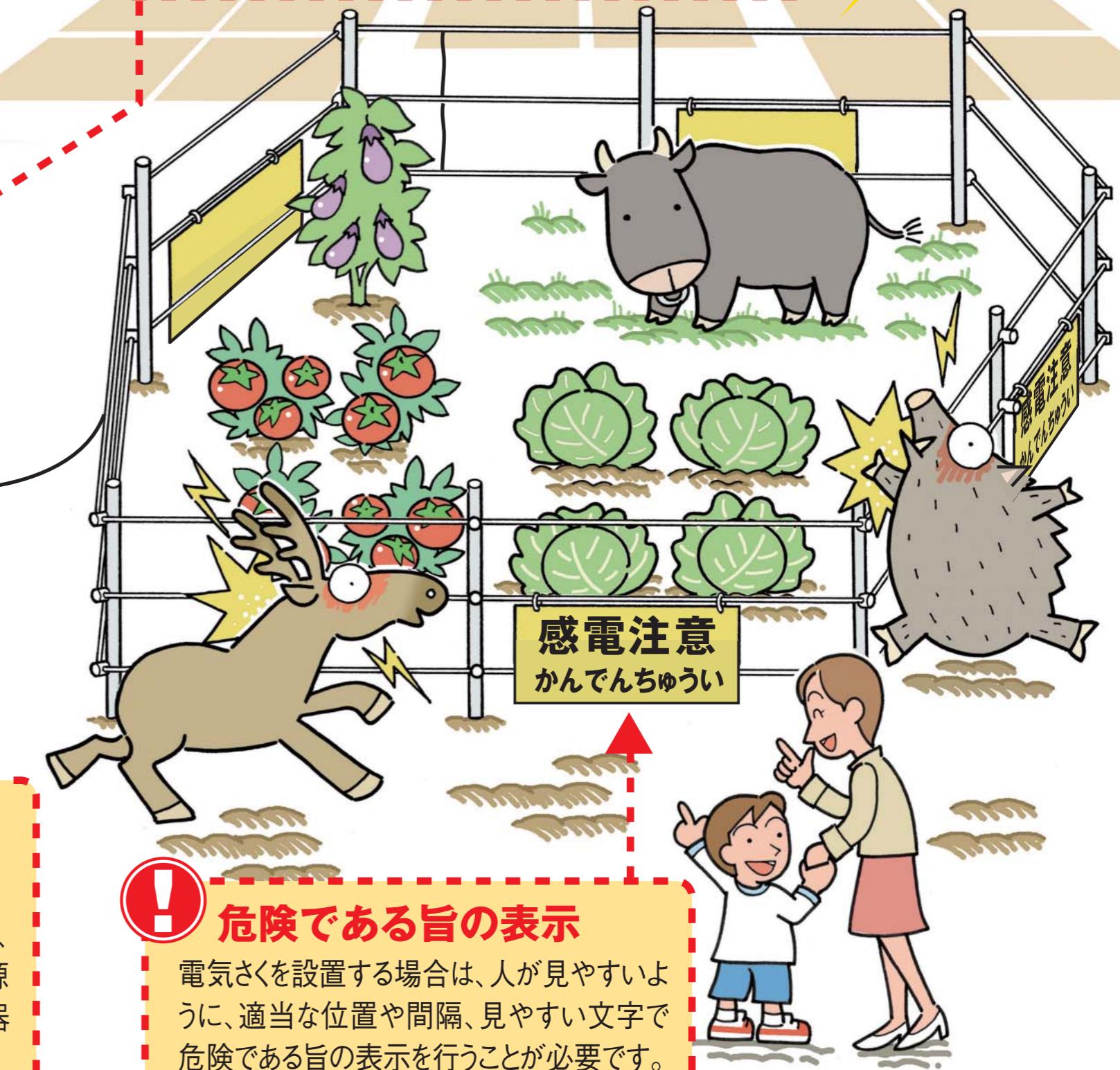


漏電遮断器の設置
電気さくを公道沿いなど人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

専用の開閉器(スイッチ)の設置
電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から解放できるように、専用の開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。

「電気さく」を設置する際の主な注意点

電気さく用電源装置の使用
電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。



危険である旨の表示
電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行うことが必要です。